

保険税減免基準の統一について

資料5-1

減免条例参考例、減免要綱参考例の策定について

- 条例減免の統一基準に係る条例・要綱参考例については、昨年度の事務処理標準化WGグループ別検討（保険税）において素案を作成し、令和6年度第1回財政運営WGにて議論した上で、全市町村に意見照会を行った。
- 意見照会では、各参考例への意見だけでなく、減免基準についての意見も多数寄せられたため、改めて内容を精査した上で修正案についてグループ別検討、財政運営WGで議論を行った。
- 市町村からの御意見を踏まえた最終案として報告させていただく。

主な変更点（条例参考例）

- ◆ 第〇条1項6号として、減免対象者に「前五号に掲げるもののほか、特別の事情がある者」を追加

【理由】コロナ減免など、想定外の事態に迅速に対応できるようになるため。

- ◆ 第〇条2項に規定する減免の申請期限について、普通徴収の場合と特別徴収の場合を分けて記載

【理由】申請者にとってよりわかりやすい記載とするため。

- ◆ 第〇条2項に規定する減免の申請期限について、ただし書きの記載を明確化

【理由】期限を過ぎた申請を認め得るという趣旨で記載したが、申請が不要な場合があると解釈される余地があったため。

- ◆ 第〇条3項として、職権による減免についての規定を追加

【理由】大規模災害時など申請が難しい場合に、減免事務を効率的に行うことができるようになるため。

《その他》

- ・ 第〇条1項3号「生活保護法の規定による保護を受けることとなった者」について

⇒ 保護開始の時期によっては、月割保険税が納期末到来の状態に残ることがあるため、減免規定を残すこととする。

減免条例参考例、減免要綱参考例の策定について

主な変更点（要綱参考例）

◆ 第6条として、減免申請に対する処分を決定するために必要と認めるときに質問検査を行う旨の規定を追加

【理由】生活困窮の有無を判断するに当たって、申請者の財産等を把握する必要がある場合が考えられるため。

◆ 第8条として、減免申請の却下についての規定を追加

【理由】申請を受理して減免の可否を決定する場合の規定は設けていたが、申請の不備等により申請自体を受け付けない場合の規定がなかったため。

◆ 第9条1項1号に規定の減免の取消しを行う場合について、「資力の回復その他の」の文言を削除

【理由】減免の取消しを行うのは、4号（給付制限）により減免を受けていた場合に限ることとするため。

◆ 別表第1号関係：減免割合の判断基準を罹災証明と合わせる

【理由】保険者において損害の程度を判断することは困難であると考えられるため。

◆ 別表第2号関係：減免を認める要件から「前年の合計所得が600万円以下の場合」を削除

【理由】収入や財産の状況等を総合して生活困窮が認められるかを判断すべきであり、一定の所得額で線を引くべきではないと考えられるため。

◆ 別表第5号関係：資産割及び平等割に関する記載を削除

【理由】令和9年度より全市町村で2方式に移行する予定のため。

《その他》

・ 生活困窮を認める基準について

⇒ 画一的な減免基準を設けることは適切ではないという前提はあるが、実務上各保険者の判断に差が出ることは望ましくないため、Q & Aに標準的な判断基準や把握すべき財産の標準的な例などを掲載する方向で検討する。

減免条例参考例、減免要綱参考例の策定について

その他

- 反対意見がなければ、条例参考例、要綱参考例（条文、別表）の内容については一旦確定とする。
- 要綱で定める各様式については、条例参考例、要綱参考例の内容が確定してから改めて議論する。
- 各参考例の内容について、県の法規審査担当からは正式な審査はできないとの回答を受けている。任意での内容の確認程度であれば依頼可能であるため、何らかの形で最低限の確認は受けた上で各市町村に発出することとしたい。
- なお、各参考例については標準的な例を示しているものであるため、申請者の利益や取扱いに差が出ない範囲であれば、参考例によらないことも可とする。
- 条例参考例、要綱参考例に記載していない細かい運用についてはQ & Aに記載することとし、条例参考例、要綱参考例の内容が確定してから具体的な検討に入る。
 - ※ 県で素案を作成し、グループ別検討（保険税）、財政運営WG、推進会議の順で議論する
- 条例参考例、要綱参考例、Q & A等については、正式には令和8年度上半期を目途に各市町村宛に発出する予定。